

東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）Q&A

「2026 年度 4 月申請者用」

1. 申請資格について

1	Q: 社会人学生ですが、申請できますか。 A. 申請可能です。年齢制限や分野の指定はありません。ただし、就職やアルバイト（本学の RA・TF・TA・AA 除く）等による収入見込額が年間 180 万円を超える場合は対象外となります。
2	Q: ダブルディグリープログラムの学生も本支援に申請できますか。 A. ダブルディグリープログラムの学生も申請可能です。
3	Q: 長期履修制度を利用していますが、申請できますか。 A. 下記の 3. 休学・留年・長期履修・早期修了・途中辞退等の扱いについて Q4 をご覧ください。
4	Q: 現在年間 180 万円以上の収入がありますが、博士課程に進学後は収入が無くなる予定です。この場合申請できますか。 A. 高等大学院 LEAP プログラム（以下、「本プログラム」という）に採用される年度の 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の収入見込額で判断します。1 年間の収入見込額が 180 万円未満（本学の RA・TF・TA・AA による収入を除く）であれば、申請可能です。

2. 重複受給について

1	Q: 所属企業からの給与収入がありますが、年間 180 万円程度（保険料等控除前）です。この場合、重複受給の制限に抵触しますか。 A. 年間 180 万円（保険料等控除前）以上の給与収入・役員報酬、年金、経済的支援等を受けている場合は、重複受給の制限に抵触するため、支援対象外となります。
2	Q: 海外留学に行くために奨学金を申請しましたが、こちらは受給しても差し支えないでしょうか。 A. 往復航空運賃や滞在費など渡航支援として支給されるものについては、受給は可能です。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認してください。
3	Q: 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能でしょうか。また、日本学生支援機構奨学金の返還免除申請は対象でしょうか。 A. 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能です。また、本プログラムの一般枠（年額 127.2 万円）の方は奨学金返還免除申請が可能です。なお、大学院博士課程で 2023（R5）年度以降に第一種

	奨学金を貸与された場合、RISE プログラムから本プログラムへの移行者や学位プロ枠の方は、奨学金返還免除の対象外となりますので、ご注意ください。
4	Q: TA・RA 勤務は重複受給の制限となる年間 180 万円以上の収入に含まれますか。 A. 本学の RA・TF・TA・AA による収入は、収入制限に含みません。
5	Q: 民間団体から、月額 10 万円（年 120 万円）の奨学金を受給していますが、学外のアパートとして月 5 万円（年 60 万円）程度働くことは可能でしょうか。 A. 学外のアパートとして月 5 万円程度働くことは可能ですが、奨学金、その他給与収入等の合計が年間 180 万円を超えた場合は、本プログラムの受給資格を失いますので、留意してください。
6	Q: 就職し給与収入を得ることになりましたが、収入が 180 万円を超えるまでは辞退しなくてもよいですか。 A. 今後の給与収入等（就職後の給与以外の収入を含む）が年間 180 万円を超える見込であれば、就職の時点で本プログラムを辞退してください。任期付きのポストであっても同様です。また、就職時に本プログラムを辞退せず、後日就職していることが判明した場合は、その期間分の研究奨励費は返還となります。なお、一般枠の授業料等免除については取消となり、授業料等の支払いが必要となります。
7	Q: 所属企業からの賞与（ボーナス）は収入の年間 180 万円に含まれますか。 A. 賞与（ボーナス）は、収入金額等の合計 180 万円に含まれます。
8	Q: 「年間 180 万円以上の収入」の計算期間はいつからいつまでですか？ A. 本プログラムに採用される年度の 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）です。
9	Q: 個人事業の収入は、経費を差し引いた金額でしょうか。 A. 総収入金額から必要経費を差し引いた金額（所得金額）となります。
10	Q: 中国からの留学生で、国家建設高水平大学公派研究生項目を受けていますが、申請できますか。 A. 国家建設高水平大学公派研究生項目（中国政府の奨学金）を受けている方は申請できません。これ以外の母国の奨学金等を受給している場合も申請できません。
11	Q: 日本台湾交流協会から奨学金を受給していますが、申請できますか？ A. 日本台湾交流協会奨学金を受けている方は申請できません。これ以外の母国の奨学金等を受給している場合も申請できません。
12	Q. 民間団体等からの給付奨学金は「180 万円以上の収入」に含まれますか。 A. はい、含まれます。民間団体等からの給付奨学金は、「180 万円以上の収入」に算入されます。
13	Q. 年間 180 万以上の民間の給付奨学金、または併給不可の民間の給付奨学金を受給しています。本プログラムには申請できますか。 A. 申請は可能ですが、本プログラムに採用された場合、民間奨学金を辞退する必要があります。民間奨学金の

	辞退については、辞退が可能かどうかを事前に当該民間団体へ必ず確認してください。また、本プログラムの採用に伴い民間奨学金を辞退する場合は、所定の辞退手続きを行ってください。
14	Q. 本プログラム採用後に民間団体の奨学金の採用が決まりました。どのように対応すればよいですか。 A. 民間団体等の給付奨学金が年間 180 万円以上の場合、または併給不可の奨学金である場合は、ご自身の判断で、本プログラムと当該奨学金のいずれか一方を選択する必要があります。民間奨学金の採用に伴い本プログラムを辞退する場合は、奨学金の支給開始時まで遡って本プログラムの採用が取り下げとなります。その場合、すでに受給した研究奨励費は返還となります。なお、一般枠の授業料等免除については取消となり授業料等の支払いが必要となります。
15	Q. 現在グローバル萩奨学金に採用されていますが、本プログラムに申請する場合、別途グローバル萩奨学金の辞退手続きは必要ですか。 A. 本プログラムに採用された場合、グローバル萩奨学金の辞退処理を大学側で行いますので、辞退手続きは不要です。

3. 休学・留年・長期履修・早期修了・途中辞退等の扱いについて

1	Q: 現在休学中ですが、申請できますか。 A. 4月1日現在で休学している方は申請できません。 本プログラムへの申請の機会は年に2回（4月と10月）設けています。現在休学中の方についても、復学後の最初の申請時期（4月または10月）に、改めて申請いただくことが可能です。																
2	Q: 休学したことがありますが、支援期間はいつまでになりますか。 A. 支援期間はすでに取得した休学期間を除いた標準修業年限までです。 例) 後期3年の課程 2024年4月に入学し、2025年4月1日から1年間休学し、2026年4月1日から復学し、本プログラムに採用された場合には、在学期間から休学期間を除いた、残り2年（2028年3月まで）が支援期間となります。 申請時 ↓ <table><tr><td>2024.4</td><td></td><td>2025.4</td><td></td><td>2026.4</td><td></td><td>2027.4</td><td></td></tr><tr><td>入学・在学</td><td></td><td>休学</td><td></td><td>在学・採用</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	2024.4		2025.4		2026.4		2027.4		入学・在学		休学		在学・採用			
2024.4		2025.4		2026.4		2027.4											
入学・在学		休学		在学・採用													
3	Q: 本プログラムに採用後、休学する場合には、どのような対応になりますか。 A. 本プログラム採用後に休学する場合には、その期間、研究奨励費等の支給は停止し、復学前に行う所定の手続き後に支援を再開します。																

4

Q: 長期履修が認められていますが、本プログラムに申請できますか。

A. 長期履修生についても申請の対象となりますが、支援期間は認められた履修期間ではなく、元々の標準修業年限内までとします。例えば3年のところ6年での履修が認められている場合であっても、D1で採用された場合は3年目まで支援、D2で採用された場合は2年目までの支援となります。4年目以降の学生については、申請の対象となりません。

例) 後期3年の課程で、3年のところ6年の履修に変更。支援期間は3年次まで。

1年次	2年次	3年次
-----	-----	-----

支援期間終了↓

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
-----	-----	-----	-----	-----	-----

5

Q: 採用後、やむを得ない事情により本プログラムを辞退することとなった場合、それまでに受給した研究奨励費を返還する必要がありますか。

A. 辞退の申し出が遅れたことにより辞退日以降に振り込まれた研究奨励費については、返還の必要があります。また、一般枠の学生で授業料免除となっていた場合は、辞退日以降の分は免除取消となり支払いが必要となります。辞退の可能性が生じた際には、速やかに所属研究科（学位プログラムに所属している学生は学位プログラム事務局）にご相談ください。

4. 留学中、インターンシップ中など学外にいる場合の取り扱いについて

1	Q: 留学期間中も研究奨励費は受給できますか。 A. 受給できます。ただし、毎月の在籍報告が必要となります。在籍確認等の締切日時については、全て日本標準時としますので、ご注意ください。
2	Q: 現在海外におり、入学後一度も来学していない学生も申請できますか。 A. 申請は可能ですが、実際の研究奨励費の支給は日本に入国、来学し、手続き後に開始します（日本に来る前の期間は支給対象外とします）。なお、本学の博士前期課程（修士課程）に在籍していた場合も、本プログラム採用時に海外に居住している場合は、上記と同じ取り扱いとします。また、月毎の在籍報告締切日までに来学し、手続きを完了した場合は、当月から支給が開始します。
3	Q: 研究指導の委託により他機関で修学していますが、研究奨励費は受給できますか。 A. 国内の他の大学、研究機関等で修学している場合にも、研究奨励費の受給は可能です。ただし、毎月の在籍報告が必要となりますので、ご注意ください。なお、国外の大学、研究機関等において研究指導を受けており、入学後一度も来学していない場合には、Q4-2のとおり、本プログラムへの申請は可能としますが、実際の研究奨励費の支給は日本に入国、来学し、手続き後に開始することとします。
4	Q: インターンシップ期間中も研究奨励費は受給できますか。また、インターンシップ先からの報酬を受け取ることは

	可能ですか。 A. インターンシップ期間中も、研究奨励費の受給は可能です。また、インターンシップ先からの報酬についても、本学の研究の一環として行った活動に対する報酬と考えますので、受け取ることは可能です。ただし、報酬は給与収入と同等として重複受給の制限の対象となる金額（年間180万円）に含めます。なお、インターンシップ期間中も、毎月の在籍報告は忘れずに行ってください。
--	---

5. 採用者の義務について

1	Q: 一般枠での受給者ですが、自身の研究活動以外に採用者が受講すべきものはありますか。 A. 本プログラムは単なる経済的支援ではなく、博士学生の研究力強化やキャリア開発支援を含めた総合的な支援となっています。そのため、研究力強化に資するウェビナーやオンライン学習プラットフォーム（Nature Masterclasses 等）、トランスファブルスキルの修得、日本人学生・留学生それぞれに対応したキャリア開発などを実施していきます。本プログラムでは、それらを総称して「高等大学院研修プログラム」とし、全ての採用者へ提供します。高等大学院研修プログラムには必修科目が設定されており、各学年に設定された科目を毎年履修する必要があります。詳細については、採用者専用ページ（学内限定の Google サイトですので、東北大メールアドレスの Google アカウントでログインする必要があります）に掲載予定です。
2	Q: 高等大学院研修プログラムにどのくらい参加すればよいですか。 A. 必修科目・選択科目については毎年度一覧表を提示します。なお、必修科目については、毎年度の指定期日までに、指定された内容を履修する必要があります。期日までに履修しなかった場合には、研究奨励費等の支給停止や返還、採用者資格の喪失となりますので、留意してください。
3	Q: どのような場合に研究奨励費の返還が生じますか。 A. 以下の場合、研究奨励費の返還義務が生じます。 ● 不正や虚偽が認められた場合（重複受給の制限や遵守事項に十分留意してください） ● 重複受給の制限に該当し、遡って本プログラムを辞退する場合（研究奨励費は、辞退日に遡って返還いただきます）
4	Q: どのような場合に研究奨励費は支給停止となりますか。 A. 以下の場合、研究奨励費は支給停止となります。 ● 毎月の在籍報告が締切日までに提出されない場合：該当月の研究奨励費は支給停止となります。 ● 6ヶ月毎に提出すべき研究成果報告書が締切日までに提出されなかった場合：支給停止となります。 ● 高等大学院研修プログラムの必修科目について、毎年度指定する締切日までに完了しない場合：支給停止となります。
5	Q: 研究奨励費に税金はかかりますか。 A. 研究奨励費は雑所得扱いとなることから、毎年、確定申告により所得税を納税する必要があります。なお、確

	定申告を行うことにより、翌年から住民税を納税する義務が生じます。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性があるため、扶養者あるいは扶養者の勤務先等に確認し、必要な手続きを行うことが必要です。留学生については、租税条約の対象となる場合があるため、所属研究科の担当係にお問い合わせください。
--	---

6. 公募型研究費支援（旅費等）について

1	Q: 公募型研究費支援（旅費等）について教えてください。 A. 博士学生の国際研鑽の機会を提供するため、国際会議での研究成果発表に向けた研究費支援として実施予定です。詳細については、募集要項が公表されてからご確認ください。概要については、以下のとおりです。ただし、一部変更となる場合がありますので、予めご了承ください。 ・旅費：航空券代・交通費・日当宿泊費 ・諸経費：会議参加登録費、ビザ取得費用（研究目的のみ）、海外旅行保険料（加入必須の場合）、ポスター印刷代、発表を実施するために必要な研究活動に伴う物品購入費等も含む ・申請一件当たり上限 40 万円
2	Q: 公募型研究費支援（旅費等）での募集は何回行われますか。 A. 2026 年度内に 3 回程度の募集を予定しています。具体的な期間は、後日公開予定の募集要項をご確認ください。

7. 授業料等免除について

1	Q. 東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）の支援対象外ですが、授業料等免除の申請はできますか。 A. 日本人学生等であれば、経済的理由による免除の申請は可能です。申請手続きについては、博士課程学生への「優秀な学生に対する授業料等免除支援」についてのウェブサイトをご確認ください。
2	Q. 留学生ですが、授業料を納付期限までに支払うことが難しいです。 A. 経済的な理由で授業料の納付が難しい場合は、徴収猶予や月割分納制度を利用できます。申請手続きについては入学料・授業料免除のウェブサイトをご確認ください。
3	Q. 日本人学生ですが、授業料等免除の手続きは別途必要ですか？ A. 東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）の採用をもって免除としますので、授業料免除のための手続きは不要です。なお、入学料免除については事前に手続きが必要となりますので、各研究科の入学手続き案内をご確認ください。

4	Q. 日本人学生ですが、本プログラムを途中で辞退した場合、授業料の免除はどうなりますか。 A. 辞退後は授業料免除の対象外となりますので、授業料の支払い義務が生じます。例えば 6 月に辞退した場合は、7 月以降の授業料を支払う必要があります。
---	---